

【審査専用FAX】



## 入居申込書兼保証委託申込書

050-3000-2321

(□ 再送) 個人用

お申込日	年 月 日	入居予定日	年 月 日	申込形態	<input type="checkbox"/> 新規申込者 <input type="checkbox"/> 既存入居者			
物件用途	<input type="checkbox"/> 住居用 <input type="checkbox"/> 住居学生用 <input type="checkbox"/> トランクルーム <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 店舗・事務所 <input type="checkbox"/> 住居兼店舗・事務所※フランは店舗・事務所							
転居理由	店舗・事務所の場合の利用目的							
フリガナ								
物件名	号室							
物件住所	〒 [ ] - [ ] 都・道・府・県							
①家賃(賃料)	円 [ ]	④水道料.町(区)費	円 [ ]	②敷金・保証金	円 [ ]			
②共益費 管理費	円 [ ]	⑤その他 ( )	円 [ ]	③礼金	円 [ ]			
③駐車場	円 [ ]	⑥月額賃料 (①+②+③+④+⑤)	円 [ ]	④敷引(解約引き)	円 [ ]			
フリガナ	性別 □ 男 生年月日 西暦 年 □ 女 月 日 ( ) 歳							
氏名	※マンション名・号室もご記入ください。							
現住所	〒 [ ] - [ ] 都・道・府・県							
現住居	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 家族所有 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 社宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )							
自宅電話 (ハイフン無し、右括弧)	携帯電話 [ ] - [ ]							
勤務先名称	勤務先電話 (ハイフン無し、右括弧) [ ] - [ ]							
勤務先住所	※建物名・号室もご記入ください。 〒 [ ] - [ ] 都・道・府・県							
雇用形態	<input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 会社経営者 <input type="checkbox"/> 役員・正社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 個人事業勤務 <input type="checkbox"/> アルバイト・パート <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他 ( )							
部署	年収 万円 勤務年数 年 ケ月							
(外国籍の方)	在留資格	在留期間						
	日本語検定資格	( N ) 日本での合計在住年数 年 カ月						
□ 同居人	□ 実入居者	フリガナ	性別 □ 男 生年月日 西暦 年 月 日 □ 女 月 日 ( ) 歳					
		氏名	統柄	携帯電話	※マンション名・号室もご記入ください。			
緊急連絡先								
フリガナ	性別	統柄	性別	□ 男 生年月日 西暦 年 月 日 ( ) 歳	※マンション名・号室もご記入ください。			
氏名	統柄	性別	□ 男 生年月日 西暦 年 月 日 ( ) 歳	※マンション名・号室もご記入ください。				
現住所	〒 [ ] - [ ] 都・道・府・県	統柄	性別	□ 男 生年月日 西暦 年 月 日 ( ) 歳	※マンション名・号室もご記入ください。			
電話	自宅	携帯	统柄	性別	□ 男 生年月日 西暦 年 月 日 ( ) 歳	※マンション名・号室もご記入ください。		
保証会社	全保連株式会社		審査受付時間	平日・土日・祝日 9:00~18:00 受付終了後の申込は翌営業日のお取扱となります				
協定会社様(審査回答書送付先)の情報				仲介会社様の情報				
会社名	担当			会社名				
TEL	FAX			TEL				
住所	〒 [ ] - [ ] 都・道・府・県	FAX						

Zenoren 全保連株式会社

## 個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意書及び賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

## 個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する事項

- 全保連株式会社(以下「当社」といいます。)は、賃貸借保証委託契約(以下「委託契約」といいます。)の申込者、その連帯保証人予定者、委託契約申込後、委託契約締結に至った委託者及びその連帯保証人(以下併せて「申込者等」といいます。)の個人情報及び法人情報を、本書(以下「本事項」といいます。)に記載したところに従い取り扱います。

## 第1条(個人情報)

- 個人情報には、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、本人識別情報、肖像、音声、勤務先名、勤務先住所、雇用形態、勤務先電話番号、部署、年収、勤務年数、外国籍の方における在留資格、在留期間、日本語検定資格の内容、日本の合計在住年数、当社が保証の対象とする資料等に係る賃貸借契約の目的物件(以下「賃貸物件」といいます。)の名称、所在地、口座情報、委託契約における委託者(「賃借人」と当社との間ににおける取引情報、その他の公共機関、官報やマスメディア等の媒体を通じて公にされている情報のいずれかに該当するものをいいます。(いずれも、委託契約終了後の個人情報も含みます。)

## 第2条(法人情報)

- 法人情報とは、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

- (1)法の名、代表者の名、代表者の生年月日、所在地、電話番号、設立年月日、資本金、年商、従業員数、事業内容、實質物件の名称、所在地、口座情報、委託契約における委託者(「賃借人」と当社との間ににおける取引情報、その他の公共機関、官報やマスメディア等の媒体を通じて公にされており該当するもの)。

- (2)当社が利用目的の実現に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合における委託先(「おなじく、委託先における個人情報の取り扱いについてでは当社が責任を負います。」)

- (3)当社が合併その他の事由により事業の承継を行うこととなった場合の承継先。

## 第3条(家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用等)

- (1)申込者等は、当社が個人情報を当社の加盟店とする以下の家賃債務保証情報取扱機関(以下「加盟家賃債務保証情報取扱機関」といいます。)に提供することに同意します。

- 加盟家賃債務保証情報取扱機関

- 名 称:一般社団法人全国賃貸保証業協会(略称 LICC)

- 住 所:〒105-0004 東京都港区新橋 5 丁目 22 番 6 号

- 電話番号:0570-086-110

- URL: http://jgpc.or.jp/

- (2)申込者等は、当社が申込者等との委託契約締結可否の判断及び委託契約又は保証契約の履行・求償権の行使のために、加盟家賃債務保証情報取扱機関に開示し、申込者等に開示する個人情報が登録されている場合には、当社が当該情報を利用することに同意します。

- 加盟家賃債務保証情報取扱機関

- 名 称:一般社団法人全国賃貸保証業協会(略称 LICC)

- 住 所:〒105-0004 東京都港区新橋 5 丁目 22 番 6 号

- 電話番号:0570-086-110

- URL: http://jgpc.or.jp/

- (3)申込者等は、当社が申込者等から自身の個人情報の利用停止を請求された場合に、以下のようにして停止する場合は、利用停止等は行いません。

- ①申込者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

- ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。

- ③法令に違反することとなる場合。

- ④当社は、当社が保有する個人情報の内容が事実でないことが判明した場合、利用目的の実現に必要な範囲内において、個人情報を停止する場合は、停止する旨を本人に通知します。

- ⑤当社は、申込者等が自身の個人情報を停止する場合は、停止する旨を本人に通知します。

- ⑥申込者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

- ⑦当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。

- ⑧法令に違反することとなる場合。

## 第11条(個人情報の正確性)

- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、委託契約の申込時又は締結時において、個人情報を最新の内容であることについては、申込者等が責任を負います。

## 第12条(必要情報の提出)

- 申込者等は、当社に対し、委託契約の申込みに対する審査、委託契約の締結又は履行に必要なものとして、当社がその提供を求めた個人情報を提出します。

## 第13条(本項不同意の場合の措置)

- 当社は、申込者が本項の全部又は一部を同意しない場合、委託契約の審査をお断りする場合があります。ただし、第4条・5項または6項に限り同意せん。

## 第14条(審査結果)

- 当社は、4条・2項2号に基づき、委託契約についての審査結果を債務人、管理会社又は仲介会社へ通知します。なお審査結果は審査時点のものであり、委託契約を締結する時点で申込者等に著しい信用状況の変動や、申込内容の変更等がある場合には審査結果を変更することができます。又、当社による審査により、委託契約が受取されない結果となった場合であっても、審査結果等に記載するための記載を削除する場合としています。

## 第15条(個人情報の管理の権限)

- (1)当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するため、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。

- (2)当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

## 第16条(個人情報及び法人情報を取り扱う業務の外部委託)

- 当社は、個人情報及び法人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することができます。外部委託先の個人情報及び法人情報の取り扱いについては、当社がその責任を負います。

## 第17条(統計データの利用)

- 当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データ等の場面を除き、提供された個人情報及び法人情報を含む書面についてはいかなる場合も返却及び削除しません。

## 第18条(本項の規定の改正)

- 当社は、法令等の定めがある場合を除き、本項を隨時変更することができます。

## 第19条(個人情報保護管理者)

- 全保連株式会社個人情報保護管理者 コーポレート本部長

## 第20条(開示窗口)

- 個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他の質問、ご相談若しくはお問合せにつきましては当社ホームページ(https://www.zenhoren.jp)を参照してください。以下の問合せ窓口までご連絡ください。

- 住 所: 東京都新宿区西新宿1-2-14

- 担当部署: 全保連株式会社 リスク・コンプライアンス統括部

- URL: https://www.zenhoren.jp/privacy/

## 第21条(特記事項)

- 申込者等が法人の場合、第7条は適用外とします。

## 第22条(適用除外)

- 当社が委託契約締結業務の都合上、申込者等が、当社との間で委託契約(申込者等が連帯保証人予定者の場合)には、当社との間で委託契約に係る連帯保証契約を締結する際に、当社に対し、本項とは別の個人情報の取り扱いにおいて、申込者等の申込書類等の提出(以下「別同意書」といいます。)を提出することとなる場合において、本項と別同意書の規定内容が異なる場合には、本項の規定が優先的に適用されます。

## 第23条(特記事項)

- 申込者等が法人の場合、第7条は適用外とします。

## 第24条(個人情報保護契約)

- 申込者等が連帯保証人予定者の場合には、当社との間で委託契約(申込者等が連帯保証人予定者の場合)には、当社との間で委託契約に係る連帯保証契約を締結する際に、当社に対し、本項とは別の個人情報の取り扱いにおいて、申込者等の申込書類等の提出(以下「別同意書」といいます。)を提出することとなる場合において、本項と別同意書の規定内容が異なる場合には、本項の規定が優先的に適用されます。

## 第25条(個人情報保護契約)

- 申込者等が連帯保証人予定者の場合には、当社との間で委託契約(申込者等が連帯保証人予定者の場合)には、当社との間で委託契約に係る連帯保証契約を締結する際に、当社に対し、本項とは別の個人情報の取り扱いにおいて、申込者等の申込書類等の提出(以下「別同意書」といいます。)を提出することとなる場合において、本項と別同意書の規定内容が異なる場合には、本項の規定が優先的に適用されます。

## 第26条(個人情報保護契約)

- 申込者等が連帯保証人予定者の場合には、当社との間で委託契約(申込者等が連帯保証人予定者の場合)には、当社との間で委託契約に係る連帯保証契約を締結する際に、当社に対し、本項とは別の個人情報の取り扱いにおいて、申込者等の申込書類等の提出(以下「別同意書」といいます。)を提出することとなる場合において、本項と別同意書の規定内容が異なる場合には、本項の規定が優先的に適用されます。

## 第27条(個人情報保護契約)

- 申込者等が連帯保証人予定者の場合には、当社との間で委託契約(申込者等が連帯保証人予定者の場合)には、当社との間で委託契約に係る連帯保証契約を締結する際に、当社に対し、本項とは別の個人情報の取り扱いにおいて、申込者等の申込書類等の提出(以下「別同意書」といいます。)を提出することとなる場合において、本項と別同意書の規定内容が異なる場合には、本項の規定が優先的に適用されます。

## 第28条(個人情報保護契約)

- 申込者等が連帯保証人予定者の場合には、当社との間で委託契約(申込者等が連帯保証人予定者の場合)には、当社との間で委託契約に係る連帯保証契約を締結する際に、当社に対し、本項とは別の個人情報の取り扱いにおいて、申込者等の申込書類等の提出(以下「別同意書」といいます。)を提出することとなる場合において、本項と別同意書の規定内容が異なる場合には、本項の規定が優先的に適用されます。

## 第29条(個人情報保護契約)

- 申込者等が連帯保証人予定者の場合には、当



## 賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者(以下「お客様」という。)と締結する賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という。)の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ずご一読くださいますようお願ひいたします。  
なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

### 1. 保証会社の商号又は名称、住所、連絡先、相談窓口の名称

商号又は名称	全保連株式会社 登録番号 國土交通大臣(2)第16号 2017年12月21日登録	
本社所在地 及び 連絡先	【東京本社】 東京都新宿区西新宿1-24-1 TEL:03-6327-5840	【沖縄本社】 沖縄県那覇市字天久905番地 TEL:098-866-4901
問い合わせ 窓口	沖縄県那覇市字天久905番地 お客様相談室 TEL:0570-01-1083 受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00~18:00	

### 2. 保証内容及び保証限度額

保証の範囲	保証対象物件の賃貸借契約(以下「原契約」という。)における家賃(賃料)、共益費/管理費、駐車場料金、水道料/町(区)費、退去時の精算金など本契約書第5条記載の内容となります。	
保証限度額	住居学生	月額賃料の24か月分相当額
	住居	
	事業用	
	倉庫	月額賃料の6か月分相当額
	トランクルーム	
	駐車場	月額賃料の12か月分相当額

### 3. 弁済に係る求償権行使

求償権行使	賃料支払約定日を過ぎても賃料等をご入金なされない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を立替払い(以下「代位弁済」という。)いたします。保証会社は代位弁済により発生した求償権を、お客様へ行使させていただきます。
費用	代位弁済1回につき保証事務手数料として2,970円(内消費税等270円)をご請求させていただきます。

### 4. 保証委託料及び保証期間

ご契約のプランに従って、以下の初回保証委託料及び継続保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。		
保証委託料	毎年プラン	住居 初回保証委託料:月額賃料の50%(下限2万円)及び継続保証委託料:毎年13,000円 事業用 初回保証委託料:月額賃料の100%(下限4万円)及び継続保証委託料:毎年月額賃料の10%(下限1万円) 倉庫 初回保証委託料:月額賃料の100%及び継続保証委託料:毎年月額賃料の10%(下限1万円) 住居学生 初回保証委託料:1万円及び継続保証委託料:毎年13,000円
	初回のみプラン	住居 初回保証委託料:月額賃料の120%(下限4万円) 駐車場 初回保証委託料:月額賃料の100%(下限1万円) トランクルーム 初回保証委託料:月額賃料の100%(下限1万円)
	※継続保証委託料は、本契約書に記載された保証開始日から保証期間中、満1年を経過する毎にお支払いいただきます。 ※ご契約後、保証会社が受領した初回保証委託料及び継続保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。	
	保証期間	
	本契約書の保証開始日から退去明渡日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合、または保証対象物件を対象とした新たな賃貸借契約を締結した場合には更新期間または新たな賃貸借契約の開始日から退去明渡し日まで保証します。	

### 5. 中途解約及び解除事由

中途解約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。但し、お客様が本契約の解約を賃貸人等に申し入れ、賃貸人が保証会社所定の書面にて承諾した場合は、保証会社はその申し入れに応じて保証を終了します。
解除事由	保証会社は、お客様が以下のいずれかに該当した場合、何らの通知、催告することなく直ちに本契約を解除することができます。 この場合、本契約を解除されたお客様は、解除によって保証会社に生じた損害を賠償します。 (1)本契約の各条項に違反し、保証会社が相当期間を定めてその是正を催告しても期間内に是正されない場合 (2)保証会社に対し、本契約に関する重要な事項について故意又は過失により虚偽の事実を告げ、それにより保証会社が誤認して本契約を締結した場合 (3)その他、前2項に準じる事由が生じた場合